

みなとタバコルール

Minato City Smoking Rules ● 港区吸烟规则 ● 미나토 흡연 규칙

港区内全域の道路、公園、児童遊園、公開空地など屋外の公共の場所では、下記の3つに注意してください。

Please be mindful of the following three rules in all outdoor public spaces within Minato City, such as roads, parks, children's playgrounds, and publicly accessible open areas.

在港区内的道路、公园、儿童游乐场及公共开放空间等户外公共场所，请注意以下三点事项。

미나토구 전 지역의 도로, 공원, 어린이 놀이터, 공개 공지 등 야외 공공장소에서는 다음의 세 가지 사항에 유의해 주시기 바랍니다.

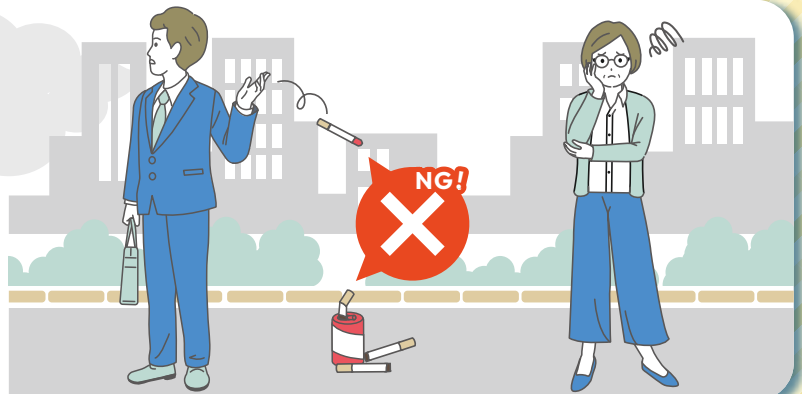
01

たばこの吸い殻の ポイ捨て禁止

Do not drop cigarette butts on the ground.

禁止随意乱扔烟头

담배꽂초 무단투기 금지



02

喫煙の禁止（指定喫煙場所※を除く）

※ 指定喫煙場所とは区が設置、又は指定する喫煙場所です

Do not smoke in places other than designated smoking spaces*.

* Designated smoking spaces are smoking spaces set up or designated by the City.

禁止吸烟（指定吸烟场所※ 除外）

※ 指定吸烟场所是由港区设置或指定的可以吸烟的地方。

흡연 금지 (지정 흡연 장소※ 는 제외)

※ 지정 흡연 장소란 구가 설치, 또는 지정하는 흡연 장소입니다.



03

私有地で喫煙する場合であっても 屋外の公共の場所にいる人に たばこの煙を吸わせることがないように配慮

When smoking on private property, be mindful not to subject others to second-hand smoke in public open spaces.

即使是在私有地范围内吸烟，也要注意，勿使位于室外公共场所的人士受到被动吸烟的危害

사유지에서 흡연하는 경우라도
옥외 공공 장소에 있는 사람에게 담배 연기가 가지 않도록 배려



港区

事業者のみなさんへ

港区内で事業活動を行う事業者の方が ～守るべきルール～

事業者の皆さんが所有する敷地内で喫煙する場合でも、屋外の公共の場所にいる人がたばこの煙を吸わされないようにするため、その敷地内において、灰皿の移動又は撤去、喫煙場所の確保などの環境の整備を行うことが求められます。また、従業員その他事業活動に関わる人に、みなとタバコルールを守ってもらうよう周知をお願いします。



「みなとタバコルール宣言」登録募集中!

港区が提供する啓発品を使って、みなとタバコルールを広めながら、環境や健康に配慮し、行動している企業・団体であることをアピールしませんか?

登録はこちらから▼



港区では下記の取組をしています

啓発キャンペーンにご参加ください!

地域の町会・自治会、事業所などにご協力いただき、人が多く集まる駅などを中心としたエリアで、定期的に啓発キャンペーンを実施しています。地域とのつながりを作るよいきっかけにもなるこのキャンペーンに、ぜひ参加してみませんか。お気軽に下記の問合せ先までご連絡ください。



「みなとタバコルール」を守っていただけるよう巡回しています

みなとタバコルールを周知するため、区内を巡回しています。路上での喫煙者や、吸い殻のポイ捨てをしている人などを見かけた場合には、ルールを守っていただくようお願いをしていますので、ご理解とご協力をお願いします。また、ポイ捨てされた吸い殻の回収なども同時に実施しています。



さらに

たばこをやめたい人をサポートします

港区内の禁煙支援薬局では、薬剤師による禁煙相談やアドバイスが受けられます。禁煙方法や禁煙補助剤の使い方を知りたいときはご相談ください。相談は無料です。(禁煙補助剤の購入は実費となります。)



問合せ先

みなとタバコルール全体について

環境リサイクル支援部環境課
TEL 03-3578-2487

禁煙支援について

みなと保健所健康推進課
TEL 03-6400-0083

地区ごとの相談やキャンペーンについて

各総合支所協働推進課

芝地区 TEL 03-3578-3123

麻布地区 TEL 03-5114-8802

赤坂地区 TEL 03-5413-7272

高輪地区 TEL 03-5421-7621

芝浦港南地区 TEL 03-6400-0031

港区では、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成26年7月1日施行)で、港区内で暮らす人や働く人、訪れる人など全ての人が守るべきルールとして「みなとタバコルール」を定めています。

港区